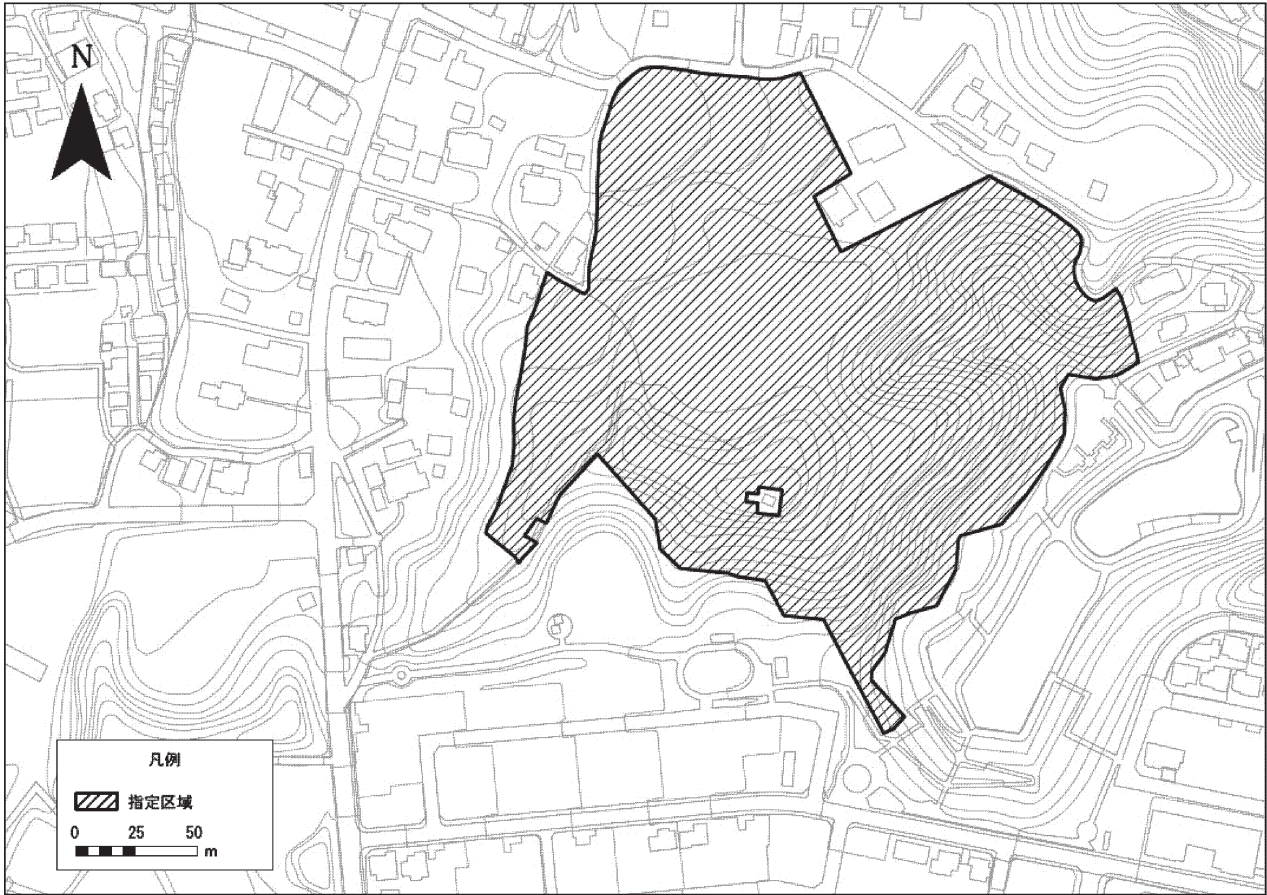


別 図

三輪沢山里山保全地域 区域図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第 354 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

●東京都告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 八王子市南浅川町二八三七番三	所在が不明な通知の相手方 大久保朋哉	掲示場所 八王子市役所
--	-----------------------	----------------

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和八年農林水産省告示第百三十八号のとおり。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第三号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十三日

東京都水道局長 山 口 真

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「支出予算整理簿」を「支出予算執行計画整理簿」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第一項中「会計伝票」の下に「及び支出命令書（以下「会計伝票等」という。）」を加える。

第十二条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「会計伝票」を「会計伝票等」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 財務会計システム（局が行う財務会計に関する事務を電子情報処理組織によつて処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）等に登録した会計伝票等の内容を訂正する場合は、発行者は、変更の登録をすることができ、内容に限り、財務会計システム等により訂正を行う。

第十三条の見出し中「会計伝票」を「会計伝票等」に改め、同条中「会計伝票」を「会計伝票等」に、「振替伝票」を「会計伝票等」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「会計伝票」を「会計伝票等」に改める。

第二十二条第一項中「支払伝票」を「支出命令書」に改める。

第二十五条（見出しを含む。）中「会計伝票」を「会計伝票等」に改める。

第二十六条第一項中「会計伝票」を「会計伝票等」に改め、同条第二項ただし書中「できる」の下に「ほか、財務会計システムに登録した会計伝票等、帳票等については、

これらを省略することができる」を加える。

第二十九条及び第四十六条中「支払伝票」を「支出命令書」に改める。

第四十七条の見出しを「（支出命令書発行要件）」に改め、同条第一項及び第二項中「支払伝票」を「支出命令書」に改め、同条第三項中「支払伝票」を「支出命令書」に改め、「の余白」を削る。

第四十八条（見出しを含む。）、第五十条の三第三項並びに第五十七条第九項及び第十項中「支払伝票」を「支出命令書」に改める。

第六十二条の見出し中「支払伝票」を「支出命令書」に改め、同条中「支払伝票」を「支出命令書」に改め、「上部余白」を削る。

第六十三条（見出しを含む。）及び第六十四条中「支払伝票」を「支出命令書」に改める。

別記附属様式日次中「第2号様式 収入調定月報（第4条関係）」や「第2号様式 収入調定月報（第4条、第6条、第198条関係）」を「第17号様式 収入調定月報（第6条関係）」や「第17号様式 収入調定月報（第6条関係）」に改める。

第4条、第6条、第198条関係の「第2号様式 収入調定月報（第4条、第6条関係）」を「第17号様式 収入調定月報（第6条関係）」に改める。

第6条、第198条関係の「第2号様式 収入調定月報（第4条、第6条関係）」を「第17号様式 収入調定月報（第6条関係）」に改める。

第17号様式の2 支出予算執行計画整理簿（第6条関係）」を「第19号様式 収入徴収簿（第6条関係）」や「第19号様式 削除」に改める。

第19号様式 削除」を「第21号様式 工事費内訳整理簿（第6条関係）」や「第21号様式 削除」に改める。

第21号様式 削除」を「第29号様式 支払伝票（第11条関係）」や「第29号様式 支払伝票兼支出命令書（第11条関係）」に改める。

「第48号様式の2 削除」を「第90号様式の4 水道事業資金予定報告書（第187条関係）」や「第90号様式の4 削除」に改める。

別記第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

「第91号様式 収入調定月報（第198条関係）」を「第91号様式 収入調定月報（第198条関係）」に改める。



























別記第三十号様式(その四)を次のように改める。  
 別記第三十一号様式及び第三十二号様式を次のように改める。  
 第30号様式(その4) 削除

第31号様式(第15条関係)

### 収 支 金 日 報

頁  
年 月 日

(単位：円)

事業会計	前日残高	収入額	支払額	残高
合 計				

No.	預金種目			備考
	合 計			








附則

- 1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都水道局財務規程の規定は、令和八年度の事業年度から適用し、令和七年度以前の事業年度については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

告 示 (水)

●東京都水道局告示第一号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十三日

東京都水道局長 山口 真

二 収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社岩手銀行の項、株式会社山陰合同銀行の項及び株式会社青森みちのく銀行の項を削る。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
九〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

